

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるため、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者に対する肥料コスト上昇分の7割を支援する国の肥料価格高騰対策事業（肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）に定める肥料価格高騰対策事業という。）に上乘せして、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 肥料 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）で定める普通肥料及び特殊肥料をいう。
- (2) 当年の肥料費 令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
- (3) 高騰率 農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省が定めるものをいう。
- (4) 前年の肥料費 当年の肥料費を高騰率及び10分の9で割った代金をいう。
- (5) 取組実施者 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者が5人以上で組織する団体であり、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、国交付要綱第4に定める協議会とする。

(事業の内容)

第4条 補助事業者は、国交付要綱第5の（1）及び（2）に定める事業を行うものとする。

(事業の実施)

第5条 補助事業者は、国交付要綱第7に定めるところにより、事業を実施するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第6条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱に従うこと。
- (2) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ該当収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者等は、別表により事業遂行状況報告（別記第8号様式）を知事に報告しなければならない。

(事業の補助金交付決定前着手)

第13条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第10号様式）により通知する。

（実績報告）

第14条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第16条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金は、概算（前金）払をすることができる。

3 規則第16条第3項の補助金等概算（前金）払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

（雑 則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

別表（第6条，第10条，第12条関係）

補助対象経費の区分	補助率	補助事業の内容等の変更要件	事業遂行状況報告	
			報告時点	報告期限
<p>1 肥料価格高騰緊急支援事業</p> <p>肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため，化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対して，国の支援と協調して行う肥料コスト上昇分の一部支援に要する経費</p>	定額	<p>1 事業内容の変更</p> <p>2 補助金額の変更</p> <p>3 補助事業者における事業費の30パーセントを超える増減</p>	事業に係る年度の12月31日現在	事業に係る年度の1月15日
<p>2 肥料価格高騰緊急支援推進事業</p> <p>1の事業の適切かつ円滑に実施に資するため，1に掲げる農業者の組織する団体が提出する申請書の審査，取組確認に係る業務にかかる経費 （対象経費の詳細は，肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産事務次官依命通知。）別表1に掲げる経費とする。）</p>	定額	<p>1 事業内容の変更</p> <p>2 補助金額の変更</p> <p>3 補助事業者における事業費の30パーセントを超える増減</p>		

※ 農業者ごとの支援金の額の算定は，次のとおり行うものとする。
 支援金の額＝（当年の肥料費－前年の肥料費）×0.15
 前年の肥料費＝当年の肥料費÷高騰率÷0.9
 支援金の額＝肥料コスト増加分×0.15

補助金交付の条件

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、その他関係通達、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。
ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 事業実施主体は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 4 事業実施主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 事業実施主体は、事業の実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第17号様式及び第18号様式により速やかに

知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、同様式により知事に報告しなければならない。

- 5 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第19号様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 6 事業実施主体は、事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 7 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 8 事業実施主体は、前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 9 1の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付申請書

年度において肥料価格高騰緊急支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3)

(注)申請書に地区名及び地区番号等を必要とするものについては、余白に記載してさしつかえないものとする。

肥料価格高騰緊急支援事業(変更)計画（実績）書

1 事業の目的

秋用肥料分	春用肥料分	年間

(注) 該当するものに○を付けること

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者の役職・氏名		
事業実施主体事務局 が所在する住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 取組実施者の概要

取組実施者数（件）	参加農家数（件）

第3 肥料価格高騰緊急支援事業の所要額

〇,〇〇〇円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）
(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 肥料価格高騰緊急支援推進事業の内容

(1) 推進・指導事務計画

実施時期	回数等	推進・指導内容等	備考

(2) 審査・交付事務計画

実施時期	審査・交付事務内容	取組実施者数	備 考

(3) 実施確認事務計画

実施時期	実施確認事務内容	取組実施者数	備 考

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

(5) 推進事業実施計画

事業項目	補助対象経費	推進事業費（千円）	備 考
1 推進・指導 事務	(1) 備品費		
	(2) 賃金等		
(3) 事業費			
(4) 旅 費			
(5) 謝 金			
(6) 委託費			
(7) 雑役務費			
	小 計		
2 審査・交付 事務	(1) 備品費		
	(2) 賃金等		
	(3) 事業費		
	(4) 旅 費		
	(5) 謝 金		
	(6) 委託費		

	(7) 雑役務費	
	小 計	
3 事業実施 確認事務	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅 費 (5) 謝 金 (6) 委託費 (7) 雑役務費	
	小 計	
4 その他	(1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅 費 (5) 謝 金 (6) 委託費 (7) 雑役務費	
	小 計	
	合 計	

第5 事業実施経費
経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		経費の 根拠	備考
		県補助金 (A)	自己資金等 (B)		
1 肥料価格高 騰緊急支援事業	円	円	円		

2 肥料価格高騰緊急支援推進事業				○円×○回	
合計					

(注) 1 「経費の根拠」は「肥料価格高騰緊急支援推進事業」のみ記載すること。

また、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

2 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注)「肥料価格高騰緊急支援事業実績報告書」においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- 1 推進事業を委託した場合にあっては、「肥料価格高騰緊急支援事業実績報告書」においては委託契約書を添付すること。
- 2 「肥料価格高騰緊急支援事業実績報告書」においては、農業者ごとの支援額の明細を添付すること。
- 3 その他、鹿児島県知事が必要と認める書類

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
計				

（注1）区分欄の記入方法

- 1 収入の部は自己負担分も含めて記入し，支出の部の区分欄は節名（賃金，旅費，消耗品費，通信運搬費，工事請負費，会議費等）を記入し，計欄は事業費総額とする。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1)
 - (2)
 - (3)

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3)

(注) (1)及び(2)については、それぞれ補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第 7 条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 交付の条件

- 補助事業者は、鹿児島県補助金等交付規則並びに鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱に従うこと。
- 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ該当収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了年度から起算して5年間整理保存しなければならない。

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知があったこの事業について、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき 年12月31日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体名	事業費	事業の遂行状況				備考
		年12月31日までに 完了したもの		年1月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

番
年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業事前着手承認申請書

年度において下記理由により事業を早期に実施したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 事業名
- 3 事業箇所
- 4 事業費
- 5 事業概要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度肥料価格高騰緊急支援事業事前着手承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業は、下記条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条 件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 関係法令・規則等を遵守すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき肥料価格高騰緊急支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった 年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	前回までの交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

預金口座番号
(金融機関名)

本・支店 当座 普通 号

フリカゝナ
口座名義人

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度肥料価格高騰緊急支援事業補助金
【概算払
前金払】申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった肥料価格高騰緊急支援事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり【概算払
前金払】くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金	【概算払 前金払】受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 【概算払
前金払】を必要とする理由